

令和3年知多北部広域連合議会第1回定例会会議録目次

2月24日

会議録署名議員の指名	5
会期について	5
例月出納検査結果報告（7月分～12月分）	5
令和2年度定期監査結果報告	5
知多北部広域連合介護保険条例の一部改正について	5
令和2年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	7
令和3年度知多北部広域連合一般会計予算	9
令和3年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算	12

知多北部広域連合議会会議録（第73号）

1 招集年月日

令和3年2月24日（水） 午前9時30分

2 招集の場所

東海市しあわせ村 保健福祉センター（2階）講義室（議場）

3 応招議員（15人）

1番	田中雅章	2番	川崎一
3番	早川康司	4番	近藤美保子
5番	山本正和	6番	小山昌子
7番	鷹羽琴美	8番	鷹羽登久子
9番	伊藤清一郎	10番	泉清秀
11番	竹内慎治	12番	古俣泰浩
14番	長屋知里	15番	秋葉富士子
16番	間瀬宗則		

4 不応招議員（1人）

13番 山下享司

5 開閉の日時

開会 令和3年2月24日 午前 9時30分

閉会 令和3年2月24日 午前10時18分

6 出席議員

応招議員と同じである。

7 欠席議員

13番 山下 享 司

8 職務のため議場に出席した議会事務局職員

事務局 長 谷川 正 仁 書 記 中川 啓

9 説明のため議場に出席した者

広域連合長	鈴木 淳 雄	副広域連合長	岡村 秀 人
副広域連合長	宮島 壽 男	副広域連合長	神谷 明 彦
選任副広域 連 合 長	佐治 錦 三	会計管理者	辻 聡 子
事務局 長	横井 誠	総務課 長	田中 嘉 章
事業課 長	小島 朋 尚	事業課長補佐	安藤 直 子
事業課長補佐 兼認定係長	小泉 綾 子		

〈関係市町〉

東 海 市 健康福祉監	天 木 倫 子	東 海 市 高齢者支援課長	加 藤 浩
大 府 市 福祉子ども部長	鈴 置 繁 雄	大 府 市 高齢障がい支援課長	近 藤 恭 史
知 多 市 福祉部長	松 下 広 子	知 多 市 長 寿 課 長	松 田 朋 子
東 浦 町 健康福祉部長	鈴 木 貴 雄	東 浦 町 ふくし課長	内 田 由紀子

10 議事日程

日程	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3	報告 1	例月出納検査結果報告（7月分～12月分）	
4	〃 2	令和2年度定期監査結果報告	
5	議案 1	知多北部広域連合介護保険条例の一部改正について	
6	〃 2	令和2年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	
7	〃 3	令和3年度知多北部広域連合一般会計予算	
8	〃 4	令和3年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算	

11 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(2月24日 午前9時30分 開会)

副議長（田中雅章）

皆さん、おはようございます。

定刻となりました。

地方自治法第106条第1項の規定によりまして、議長の職務を行います。どうぞ御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、本会議に入ります。

ただいまの出席議員は15人で、定足数に達しております。

ただいまから令和3年知多北部広域連合議会第1回定例会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

副議長（田中雅章）

会議に先立ち、広域連合長から挨拶をいただきます。

広域連合長（鈴木淳雄）

皆さん、おはようございます。議長のお許しを得まして、知多北部広域連合議会の開会に当たり、一言挨拶をさせていただきます。

本日は、広域連合議会の第1回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、第7期介護保険事業計画も最終局面を迎えようとしておりますが、おおむね円滑に介護保険制度の運営をすることができておりますことは、議員の皆様のご格別の御支援と御理解の賜物と厚くお礼申し上げます。

来年度からは、新たな第8期介護保険事業計画に沿っての事業運営を行うこととなります。今回の定例会におきましては、その第8期介護保険事業計画に沿った介護保険事業が円滑に行えるよう、条例の一部改正、令和3年度予算などの議案を提出させていただいております。

議案の内容につきましては後ほど御説明申し上げますが、何とぞよろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たり挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

副議長（田中雅章）

ありがとうございました。これより会議に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、11番竹内慎治議員、12番古俣泰浩議員を指名いたします。

副議長（田中雅章）

続きまして日程第2、「会期について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

副議長（田中雅章）

日程第3、報告第1号「例月出納検査結果報告（7月分～12月分）」及び日程第4、報告第2号「令和2年度定期監査結果報告」を一括議題といたします。

本2件は、監査委員から当職宛てにそれぞれ報告書が提出されておりますので、その写しの配付をもって報告とさせていただきます。

以上で、日程第3、報告第1号「例月出納検査結果報告（7月分～12月分）」及び日程第4、報告第2号「令和2年度定期監査結果報告」を終わります。

副議長（田中雅章）

続きまして、日程第5、議案第1号「知多北部広域連合介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（横井 誠）

ただいま上程となりました議案第1号「知多北部広域連合介護保険条例の一部改正について」説明いたします。

提案理由といたしましては、第8期知多北部広域連合介護保険事業計画の策定及び税制改正に伴い、介護保険料等を変更するため、改正をするものでございます。

参考資料の新旧対照表を御覧ください。

1ページから4ページまでに及びますが、第5条中の改正は、第8期介護保険事業計画に

沿った保険料の改定並びに所得段階区分の追加及び判定に関する基準の変更をするものでございます。

3 ページ及び 4 ページをお願いします。

附則の第10条として、令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例を定めるものでございます。

4 ページをお願いします。

附則の第1条は施行期日で、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

また、附則の第2条は、この条例は令和3年度の保険料から適用するもので、令和2年度以前の保険料については、なお従前の例によるものとするものでございます。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

副議長（田中雅章）

これより質疑に入ります。お手元に配付いたしました議案質疑の通告一覧の順序に従いまして、質疑をしていただきます。

4 番近藤美保子議員の発言を許します。

4 番（近藤美保子）

1 番目に、条例一部改正による全体の影響額はどのようになるかお尋ねするのと、あと 2 番目として、新旧対照表 2 ページにおいて、今回の改正で、（7）で 200 万円以上 210 万円未満の方及び（8）300 万円以上 320 万円未満の方は保険料段階が下がる状況にありますが、この方の対象人数はどのようかお尋ねいたします。よろしくをお願いします。

副議長（田中雅章）

それでは、答弁をお願いします。

事業課長（小島朋尚）

御質問の 1 番目、条例改正による影響額についてでございますが、今回の改正による変更点として、1 点目、保険料基準額を年額 6 万 876 円から 6 万 6,396 円としました。2 点目、所得段階区分を 12 段階から 13 段階といたしました。第 13 段階については、約 950 人が該当し、影響額は約 300 万円を見込んでおります。3 点目、7 段階、8 段階、9 段階の対象所得範囲を変更し、影響額としては、第 7 段階は約 8,100 万円の増、第 8 段階は約 2,300 万円の減、第 9 段階は約 7,900 万円の減でございます。保険料全体の影響額としては、約 5 億 9,600 万円の増でございます。

御質問の 2 番目、保険料段階が下がる対象人数はどのようかについてでございますが、200 万円以上 210 万円未満の方は 938 人、300 万円以上 320 万円未満の方は 702 人でございます。

以上でございます。

副議長（田中雅章）

答弁は終わりましたが、近藤議員、再質問ありますか。

4 番（近藤美保子）

質問は特にありません。

副議長（田中雅章）

以上で、4 番近藤美保子議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第 1 号「知多北部広域連合介護保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

副議長（田中雅章）

続きまして、日程第 6、議案第 2 号「令和 2 年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（横井 誠）

ただいま上程になりました議案第 2 号「令和 2 年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」について御説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 6,234 万 5,000 円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 235 億 3,171 万 8,000 円とするものでございます。

8、9 ページをお願いします。

2 の歳入でございます。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した介護保険被保険者に対する介護保険料の減免の実施により、250 万円を減額したものでございます。

2 款国庫支出金、2 項 1 目調整交付金は、新型コロナウイルス感染症による保険料の減免の実施により、減免額の 10 分の 4、そのうちの令和 2 年度分が特別調整交付金として交付されるもので、78 万 5,000 円を増額するものでございます。

4 目保険者機能強化推進交付金は、令和 2 年 8 月に国から令和 2 年度の内示額が通知されましたので、内示額と当初予算計上分との差であります 817 万 3,000 円を増額するものでござ

います。

6目介護保険保険者努力支援交付金は、令和2年11月に国から令和2年度の交付決定が通知されましたので、交付額である5,417万2,000円を増額するものでございます。

7目介護保険災害等臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症による保険料の減免の実施により減免額の10分の6が交付されるもので、150万円を増額するものでございます。

6款繰入金、2項1目介護給付費準備基金繰入金は、調整交付金の差額分を基金から繰り入れるもので、21万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

10、11ページをお願いいたします。

3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業）及び2項1目一般介護予防事業費は、補正額に増額はございませんが、先ほど御説明いたしました歳入2款2項4目保険者機能強化推進交付金の増額分817万3,000円及び6目介護保険保険者努力支援交付金5,417万2,000円、計6,234万5,000円を充当するため、財源振替をするものでございます。

5款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金は、ただいま説明いたしました3款1項1目及び2項1目の財源振替に伴い、6,234万5,000円を介護給付費準備基金に積み立てるため増額するものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

副議長（田中雅章）

これより質疑に入ります。

10番泉清秀議員の発言を許します。

10番（泉 清秀）

2点質問させていただきます。

8ページの歳入でございますが、2款2項4目保険者機能強化推進交付金について、各市町の交付金の内訳を伺います。

2点目、同じく2款2項6目介護保険保険者努力支援交付金について、同じく各市町の交付金の内訳を伺います。

よろしくをお願いいたします。

副議長（田中雅章）

答弁をお願いいたします。

事業課長（小島朋尚）

御質問の1番目、保険者機能強化推進交付金の各市町の交付金の内訳についてでございますが、この交付金は各市町の第1号被保険者数と評価点数により算定されるもので、東海市1,529万8,000円、大府市1,048万円、知多市1,499万3,000円、東浦町930万1,000円でございます。

ます。

次に、御質問の2番目、介護保険保険者努力支援交付金の各市町の交付金の内訳についてでございますが、この交付金も同じく、各市町の第1号被保険者数と評価点数により算定され、東海市1,676万7,000円、大府市978万1,000円、知多市1,714万円、東浦町1,048万4,000円でございます。

以上でございます。

副議長（田中雅章）

答弁は終わりましたが、泉議員、再質問はございますか。

10番（泉 清秀）

再質問ございません。どうもありがとうございました。

副議長（田中雅章）

以上で、10番泉清秀議員の議案質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「令和2年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

副議長（田中雅章）

続きまして、日程第7、議案第3号「令和3年度知多北部広域連合一般会計予算」を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（横井 誠）

ただいま上程となりました議案第3号「令和3年度知多北部広域連合一般会計予算」について御説明いたします。

一般会計予算書の1ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算で、総額を歳入歳出それぞれ37億920万円とするもので、前年度当初予算に対し2,734万円、0.7%の増でございます。

第2条は、債務負担行為で、地方自治法の規定により、債務負担行為を設定するものでご

ございます。

第3条は、一時借入金で、地方自治法の規定による一時借入金の最高額を10億円と定めるもので、前年度と同額でございます。

続きまして、4ページをお願いします。

第2表、債務負担行為でございます。文書管理システムのリース期間満了に合わせ、新たなリースを行うため、令和3年度から令和8年度までの債務負担行為を設定するもので、限度額を1,325万3,000円とするものでございます。

続きまして、10、11ページをお願いします。

2の歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金は35億442万3,000円で、前年度比1億992万7,000円の減でございます。

なお、負担金の内訳につきましては、右の説明欄のとおりでございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金は8,204万円で、低所得者保険料軽減措置に対する2分の1の国の負担分でございます。

3款県支出金、1項県負担金は4,102万円で、同じく低所得者保険料軽減措置に対する4分の1の県の負担分でございます。

2項県補助金は91万9,000円で、社会福祉法人による生計困難者に対する利用者負担軽減に対する補助金でございます。

3項県委託金5,000円は、生活保護法に基づく審査判定委託料で、前年度と同額でございます。

12、13ページをお願いします。

4款財産収入、1項財産運用収入は8,000円で、財政調整基金の預金利子でございます。

5款繰入金、1項基金繰入金は7,851万円で、令和元年度分負担金の余剰分を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

6款繰越金200万円は、前年度と同額でございます。

7款諸収入、1項預金利子は1,000円で、歳計現金等の預金利子、2項雑入は27万4,000円で、雇用保険被保険者負担金等でございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

14、15ページをお願いします。

1款議会費、1項議会費は173万7,000円、前年度比82万4,000円の増で、主に隔年実施の行政視察に係る経費を計上したこと、臨時会を2回予定しているため、増額するものでございます。

2款総務費、1項総務管理費は37億376万3,000円で、前年度比2,749万4,000円の増でございます。

主なものとして、1節報酬は、介護認定調査の件数増に伴う在宅調査員の報酬284万8,000円増、新たに在宅調査員の勤務管理システムを導入するため、11節通信運搬費で45万6,000円、13節使用料及び賃借料で6万4,000円を計上したほか、13節には、先ほど債務負担行為で御説明いたしました文書管理システムの令和3年度分の経費などを計上しました。

17節備品購入費は、購入後10年を経過した公用車の買換え経費などがございます。

18、19ページをお願いいたします。

27節繰出金は33億7,122万3,000円で、前年度比2,078万6,000円の増で、主に介護給付費の増によるものでございます。

2項選挙費は選挙管理委員4人分の報酬、3項監査委員費は監査委員2人分の報酬が主なものでございます。

20、21ページをお願いします。

3款事業費、1項介護保険円滑実施特別対策事業費は122万8,000円で、主に社会福祉法人に対する利用者負担軽減の補助金で、実績により計上したものでございます。

4款公債費20万円及び5款予備費200万円は、前年度と同額でございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

副議長（田中雅章）

これより質疑に入ります。

4番近藤美保子議員の発言を許します。

4番（近藤美保子）

2点ほどお尋ねします。

一番初めは歳出で、18、19ページ、2款1項2目の財政調整基金費、24節積立金8,000円で、この時点で積立合計はどのようになるかということと、2点目、22、23ページ、2の一般職、総括の職員手当のうち、時間外手当で時間外勤務の最高時間というのはどのくらいかお尋ねします。よろしくをお願いします。

副議長（田中雅章）

答弁をお願いいたします。

総務課長（田中嘉章）

御質問の1番目、財政調整基金の積立金合計はこの時点でどのようになるかについてでございますが、令和3年3月末時点での残高見込みは、2億2,850万5,818円でございます。

議案第3号令和3年度一般会計当初予算におきましては、歳出8,000円のほか、12、13ページにございますように、歳入として財政調整基金繰入金7,851万円を計上しております。これら歳入歳出を反映した結果として、残高が約1億5,000万円となるよう予算を組んでおります。

御質問の2番目、時間外手当で時間外勤務の最高時間はどのようかについてでございますが、今年度の4月から1月までの10か月で最も多かった者の時間数は、435時間でございます。

令和3年度の年間予算額1,266万2,000円は、前年度の予算額に新規事業や単年度事業などの増減要因を加味して算出したものでございます。個々の職員ごとの手当額は当初予算額の

算出には用いておりません。

以上でございます。

副議長（田中雅章）

答弁は終わりましたが、近藤議員、再質問ありますか。

4 番（近藤美保子）

再質問はありません。

副議長（田中雅章）

以上で、4 番近藤美保子議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「令和3年度知多北部広域連合一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

副議長（田中雅章）

続きまして、日程第8、議案第4号「令和3年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算」を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（横井 誠）

ただいま上程となりました議案第4号「令和3年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算」について御説明いたします。

介護保険事業特別会計予算書の1ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算で、総額を歳入歳出それぞれ236億6,655万円とするもので、前年度当初予算に対し6億6,121万円、2.9%の増でございます。

第2条は、歳出予算の流用で、地方自治法の規定により流用することができる場合を定めるものでございます。

続きまして、10、11ページをお願いします。

2の歳入でございます。

1 款保険料、1 項介護保険料は56億6,033万6,000円で、前年度比4億3,115万1,000円の増でございます。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金は39億6,704万2,000円で、介護給付費の伸びにより、前年度比1億1,858万5,000円の増でございます。

2 項国庫補助金は7億995万9,000円で、前年度比8,514万2,000円の減でございます。

12、13ページをお願いします。

3 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金は61億3,246万4,000円で、介護給付費の伸びにより、前年度比1億8,392万1,000円の増でございます。

4 款県支出金、1 項県負担金は31億7,217万7,000円で、介護給付費の伸びにより、前年度比9,111万3,000円の増でございます。

2 項県補助金は2億556万5,000円で、前年度比1,941万2,000円の増でございます。

5 款財産収入、1 項財産運用収入は108万9,000円で、介護給付費準備基金の預金利子でございます。

14、15ページをお願いします。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金は33億7,122万3,000円で、介護給付費に対する市町負担金などを一般会計経由で繰り入れるもので、前年度比2,078万6,000円の増でございます。

2 項基金繰入金は4億4,291万6,000円で、介護給付費の第1号被保険者分の財源として介護給付費準備基金から繰り入れるもので、前年度比1億1,832万6,000円の減でございます。

7 款繰越金200万円は、前年度と同額でございます。

16、17ページをお願いします。

8 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料は75万1,000円で、第1号被保険者延滞金等でございます。

2 項預金利子は1万8,000円で、歳計現金の預金利子、3 項雑入は101万円で、第三者納付金等でございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

18、19ページをお願いします。

1 款総務費、1 項総務管理費は9,410万6,000円で、前年度比1億6,763万6,000円の減で、主な理由は、令和2年度に実施しました介護保険システム更新のための開発導入委託が完了したことによる減でございます。

2 項徴収費は120万9,000円で、コンビニ収納事務委託手数料などでございます。

20、21ページをお願いします。

3 項介護認定審査会費は1億5,817万6,000円で、申請見込みの増加により、前年度比1,305万4,000円の増でございます。

4 項趣旨普及費は243万8,000円で、3年ごとの法改正に合わせ印刷部数を増減していることから、前年度比78万5,000円の減でございます。

5 項事業計画推進委員会費は56万4,000円で、令和2年度に計画策定を行ったため、前年度比326万6,000円の減でございます。

22、23ページをお願いします。

2 款保険給付費でございます。1 項介護サービス等諸費は201億735万円で、要介護と認定された被保険者への保険給付費で、前年度比 5 億9,287万4,000円の増でございます。

2 項介護予防サービス等諸費は 5 億4,488万6,000円で、要支援と認定された被保険者への保険給付費で、前年度比4,929万9,000円の減でございます。

24、25ページをお願いします。

3 項その他諸費は1,202万9,000円で、国民健康保険団体連合会に対する審査支払手数料で、前年度比48万2,000円の増でございます。

4 項高額介護サービス等費は 5 億7,746万6,000円で、前年度比9,662万8,000円の増、5 項高額医療合算介護サービス等費は9,666万4,000円で、前年度比2,171万7,000円の減、6 項特別給付費は135万円で、利用者負担減免制度に係る給付費でございます。

26、27ページをお願いします。

7 項特定入所者介護サービス等費は 6 億2,945万1,000円で、介護保険施設に入所等されている利用者を対象に、所得に応じた負担限度額を超えた部分の負担軽減を図るもので、前年度比2,626万1,000円の増でございます。

続きまして、3 款地域支援事業費でございます。地域支援事業費は、国庫補助金に係る国の上限管理の額を基に予算計上したものでございます。

1 項介護予防・生活支援サービス事業費は 6 億5,640万3,000円で、前年度比2,864万8,000円の増、2 項一般介護予防事業費は8,836万1,000円で、前年度比724万4,000円の増でございます。

28、29ページをお願いします。

3 項包括的支援事業・任意事業費は 5 億8,346万2,000円で、前年度比7,749万4,000円の増で、主な理由として、地域包括ケアシステムの推進のため包括支援センターの人員配置基準の見直し及び就労的支援コーディネーター、チームオレンジコーディネーターの新規配置に係る委託料の増でございます。

30、31ページをお願いします。

4 項その他諸費は123万3,000円で、住所地特例者の新総合事業に伴う審査支払手数料でございます。

4 款保健福祉事業費は 1 億424万4,000円で、関係市町における高齢者の介護予防等事業の推進を図るため、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金相当額を保健福祉事業支援交付金として市町へ交付するものでございます。

5 款基金積立金は108万9,000円で、介護給付費準備基金の預金利子を積み立てるものでございます。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金は406万9,000円で、第 1 号被保険者の過年度分に係る保険料払戻金及び還付加算金でございます。

7 款予備費200万円は、前年度と同額でございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

副議長（田中雅章）

これより質疑に入ります。

4 番近藤美保子議員の発言を許します。

4 番（近藤美保子）

まず、歳入の10、11ページ、2 款 2 項 5 目の介護保険保険者努力支援交付金ですが、先ほど各々の市町の金額はお聞きしたんですけれども、この取組の内容はどのようなかお尋ねします。

2 点目、歳出22、23ページの2 款 2 項介護予防サービス等費の各目が全て前年と比べて減額予算になっているのはどのような理由かお尋ねします。

3 点目、歳出24、25ページの2 款 4 項及び5 項についてですが、4 項の高額介護サービス等費は約5 億8,000万円に対して、5 項の高額医療合算介護サービス等費は約9,600万円と少額になっているのはどのような理由があるかお尋ねします。

副議長（田中雅章）

答弁お願いいたします。

事業課長（小島朋尚）

御質問の1 番目、介護保険保険者努力支援交付金の具体的な取組はどのようなかについてでございますが、介護保険保険者努力支援交付金の対象経費は、地域支援事業に要する介護保険料の第1 号被保険者負担分への充実に必要な経費とされておりますので、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業の第1 号被保険者保険料部分に充当しております。

御質問の2 番目、介護予防サービス等費が減額予算になっているが理由はどのようなかについてでございますが、過去2 年の給付実績と令和2 年度上半期までの給付実績を基に、利用の伸び及び給付費の伸びを見込んだ結果、減額をしたものでございます。

御質問の3 番目、2 款 4 項及び5 項について5 項の額が少額になっている理由についてでございますが、5 項高額医療合算介護サービス費等は、介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合に適用される制度であり、4 項高額介護サービス費等に比べ、対象者が少ないためでございます。

以上でございます。

副議長（田中雅章）

答弁は終わりましたが、近藤議員、再質問はございますか。

4 番（近藤美保子）

歳出22、23ページの2 款 2 項の介護予防サービス等費についての再質問をいたします。

これは要支援者に係る給付になってはいますが、要支援者の方がどれだけ減少してい

っているのか教えていただけませんか。

副議長（田中雅章）

答弁お願いいたします。

事業課長（小島朋尚）

こちらの対象の方につきましては、介護予防の通所系のサービスですとか訪問通所リハビリ、ショートステイ、福祉用具の貸与などが該当するものでございまして、こちらにつきましては、新型コロナウイルスなどによるサービス利用の減少の状態が続いていることも考えられると思います。

以上でございます。

副議長（田中雅章）

ありがとう。

以上で、4番近藤美保子議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

4番（近藤美保子）

議案第4号「知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算」について、反対の立場で討論いたします。

介護保険が可決されたのは1997年、その当時は世論調査で国民の8割がこの介護保険制度の導入を支持していました。介護地獄と言われるほど家族の介護負担は大きなものでした。特に妻、嫁、娘など女性が家族の介護を担い、精神的な負担はとても大きなものでした。それを介護の社会化によって解消するという理念に多くの国民が期待を寄せていました。24時間介護から開放されることは、介護者の人生をも変える可能性がありました。

ところが、介護保険の20年間は、社会保障削減の20年となってしまいました。年金天引きで介護保険は徴収される方がいますが、いざ介護が必要になったときは要介護認定で、要支援、要介護と判定されないとサービスが受けられません。さらに、介護サービスの提供体制の不足、利用制限、低所得者には高過ぎる医療料及び介護保険料が引き上げられ続けたことは問題ではないでしょうか。

第7期から基準月額が5,073円でしたが、今回、8期初めの基準月額額は5,533円に値上げになっています。保険料が前年比で約4億3,000万円増額で予算が組まれております。このまま推移すると、65歳以上の保険料負担がさらに重くのしかかってきます。このような状況に対して、全国市長会も国費負担割合を引き上げるように提言を出しています。国保利用料の向上を抑えながら制度の充実や基盤の拡充を図り、本当に持続的な介護保険としていくには、国保負担割合を大幅に引き上げることが重要と考えます。

そして今回、次に保険者機能強化推進交付金ですが、各市町が行う自立支援、重度防止の

取組の適切な導入に実績評価し、財政的インセンティブによるもので各市町村の取組が均一化し、可視されることで、市町村間の取組の競争や介護給付の過度な抑制につながるものが懸念されます。

介護保険者努力支援についても同じようなことが懸念されます。要介護者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した自助生活を営むことができるよう、必要な保険医療及び福祉サービスに係る給付を行うという介護保険制度の目的に反しない取組としていくことが重要と考えます。

認知症の方の支援、オレンジプランでは、早期発見、早期治療等、矯正をメインとしていましたが、認知症施策推進大綱では予防の取組が強くなっています。第8期知多北部広域連合介護事業計画で共生と予防を両輪とする施策になっていますが、国が認知症の予防を強調することは、認知症対策を自己責任にし、高齢者、家族にプレッシャーを与えかねないことなど、関係者や有識者などで問題になっていることを指摘し、議案第4号の反対討論といたします。

以上です。

副議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

2番（川崎 一）

議長のお許しをいただきましたので、上程されております議案第4号「令和3年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算」について、原案賛成の立場で討論をいたします。

令和3年度介護保険事業特別会計予算につきましては、関係法令に従い、介護や支援を必要とする方に対し適切なサービスを提供するために、歳入、歳出共に適正な計上がなされているものと考えます。今後とも、広域運用のメリットを生かし、より良い介護保険制度の運営に努めていただきますようお願いを申し上げ、賛成討論といたします。

副議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案につきましては、起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ありがとうございました。起立多数であります。よって、議案第4号「令和3年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

副議長（田中雅章）

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

広域連合長から発言の申出がございますので、これを許します。

広域連合長（鈴木淳雄）

議長のお許しを得まして、定例会の閉会に当たり、一言挨拶をさせていただきます。

今回の定例会におきましては、私どもから提出させていただきました条例の一部改正を始めとした議案につきまして、いずれも原案どおり御議決を賜りましたこと、まずもってお礼申し上げます。

冒頭でも申し上げましたが、来年度は、第8期介護保険事業計画に沿って事業運営を行うスタートの年でございます。今まで以上に地域住民の皆様に安心いただける介護保険制度の運営につきまして、広域的な長所を生かしつつ展開をして参りたいと考えております。

議員の皆様には、引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げ、簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

副議長（田中雅章）

どうもありがとうございました。

これをもちまして、令和3年知多北部広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

（2月24日 午前10時18分 閉会）

この会議録は、書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 (13番) 山 下 享 司

副 議 長 (1番) 田 中 雅 章

議 員 (11番) 竹 内 慎 治

議 員 (12番) 古 俣 泰 浩